



## 今年の確定申告・住民税申告も 「事前予約制」で受け付けます

村では次の日程で会場を設けて確定申告（令和6年分）及び住民税申告（令和7年度分）の相談、申告書の作成を受け付けます。

**完全事前予約制であり、予約は先着順となっております。予約なしでお越しになった場合は受付できませんのでご注意ください。**

e-Tax（イータックス）であれば申告会場に行かずにご自宅から申告できます（閉庁時間でも申告できます。）。また、過去の申告データを利用した自動入力機能や税額の自動計算機能があるので申告にかかる手間を省略できます。e-Taxを利用した申告についてもご検討ください。

### 申告受付について

期間：**令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）** ※土・日・祝日を除きます

時間：午前9時から正午まで／午後2時から午後5時まで

場所：留寿都村役場2階 第1会議室

### 事前予約について

#### ○受付期間

期間：**令和7年1月31日（金）～令和7年3月10日（月）** ※土・日・祝日を除きます

時間：午前8時45分から午後5時30分まで

#### ○受付方法

役場総務課税務室までお電話いただき、ご希望の日時、氏名、電話番号、申告の種類をお伝えください（**事前予約については、電話による受付のみとしております。**）。

※予約後にご都合が悪くなってしまった場合は、お早めにご連絡ください。再度日程を調整いたします。

### 確定申告が必要な方

- ①給与収入が2,000万円を超える方
- ②給与を1ヶ所から受けていて、給与以外の所得合計額が20万円を超える方
- ③給与を2ヶ所以上から受けていて、「年末調整されていない分の給与額」と「給与・退職所得以外の所得金額」の合計額が20万円を超える方
- ④事業所得（営業・農業）、不動産所得、雑所得、一時所得などがあり、所得税が発生する方
- ⑤年金所有者で公的年金等の収入が400万円を超え、公的年金等の収入以外の所得合計額が20万円を超える方

### 住民税申告が必要な方

- ①確定申告をしていない方（しない方）

※所得課税証明書の発行、国民健康保険料の算定に所得情報が必要です。

- ②年末調整をしていない給与所得者
- ③年金所有者で公的年金等の収入が400万円以下で、年金以外の所得がある方

（裏面に続く）

## 申告に必要なもの（例）

本人確認書類	マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類（通知カード、住民票の写しなど）及び身分証明書（運転免許証、在留カードなど）が必要です。
収入に関する書類	源泉徴収票（給与所得・公的年金）、支払調書、収支内訳書、出資配当金額のわかる書類など
社会保険料控除	国民年金保険料の領収書、小規模企業共済掛金の領収書など ※源泉徴収票に記載されている場合は不要です。
生命・地震保険料控除	生命保険料の控除証明書、地震保険料の控除証明書
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書及び医療費の通知書 ※通知書に記載されていない医療費がある場合は、その金額がわかる領収書が必要です。
障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
寄附金控除	寄附先からの発行された領収書（受領書）
その他	申告者本人名義の預金通帳（キャッシュカード） ※還付申告者のみ
	税務署から送付された確定申告に関する書類、はがきなど ※送付された方のみ

## その他

○自身で作成した確定申告書の提出のみを希望する方

役場 1 階の総務課税務室窓口へお持ちください（事前予約不要）。

○青色申告を行っている方

青色申告を行っている方は、**確定申告書の提出のみ受け付けます。**

青色申告の作成については、倶知安税務署（電話：0136-22-1192）にご相談ください。

○不足額給付について

令和6年に定額減税及び調整給付を実施していますが、調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に令和6年に実施した調整給付額が不足することになった方に対する不足額給付が今後実施されます。（詳細は後日お知らせします）

下記のような方が不足額給付対象者と想定されますので、確定申告により令和6年所得税等を確定していただくことをお勧めします。

※想定される例

- ・ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が大きく減少した
- ・ こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した
- ・ 調整給付後に税額修正が生じた

確定申告の事前予約・お問い合わせ先

留寿都村役場 総務課税務室 （電話：0136-46-3131）